

政令第二百九十二号

植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

理由

植物防疫法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。